

令和 3 年度

# 事業年報

横浜市食肉衛生検査所

# 第1章 総 説

## 1 沿革

- 昭和25年 4月 と畜場関連衛生行政、神奈川県から本市に委譲  
横浜市中央と畜場（神奈川区山内町）は、神奈川保健所が所管  
横浜畜産興業(株)戸塚と畜場は、戸塚保健所が所管
- 昭和31年 1月 横浜市衛生局公衆衛生課へ移管
- 昭和32年 2月 横浜畜産興業(株)戸塚と畜場廃止
- 昭和34年 9月 横浜市中央と畜場廃止  
新たに横浜市中央と畜場として、鶴見区大黒町3番53号に開設
- 昭和35年11月 庁舎（鉄筋コンクリート2階・一部3階建て・延面積380.4㎡）建設
- 昭和37年 3月 横浜市食肉衛生検査所設置
- 昭和54年10月 総合市場ビルが完成し、3階に検査所移転
- 昭和63年10月 中央卸売市場整備計画に基づく全面改築工事終了  
と畜場を含む本館棟が完成し、新施設稼働
- 平成 3年 4月 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行
- 平成 6年 7月 仲卸棟完成
- 平成 7年 3月 女子更衣室及び事務室の改築工事終了
- 平成12年10月 副生物保管用冷蔵庫を増設
- 平成13年10月 牛海綿状脳症検査開始
- 平成14年 4月 豚枝肉冷却施設が完成し、冷と体取引開始
- 平成17年12月 小動物解体室の解体ライン改良工事終了  
オンレール稼働
- 平成21年 1月 大動物解体室の解体ライン改良工事終了  
オンレール稼働  
大動物内臓処理室改良工事終了
- 平成21年 4月 小動物検査コーナー改良工事終了  
小動物内臓処理室改良工事終了
- 平成23年 8月 放射線検査室整備。スクリーニング検査開始
- 平成23年10月 小動物けい留所改良工事終了
- 平成24年 7月 食肉衛生検査所ウェブサイト開設
- 平成25年 7月 牛海綿状脳症の検査対象を、「48か月齢超へ」と変更  
平成29年 4月 牛海綿状脳症の検査対象を、「24か月齢以上で、生体検査  
において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈する牛」へと変更
- 令和 2年 3月 牛の放射性物質全頭スクリーニング検査の終了

## 2 概要

(1) 名称 横浜市食肉衛生検査所

(2) 所在地 横浜市鶴見区大黒町3番53号

TEL 045 (511) 5812

FAX 045 (521) 6031

ウェブサイト<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/shoku/shokunikueisei/>

(3) 庁舎 総面積 645㎡

ア 総合市場ビル(鉄筋コンクリート3階建 2,602.4㎡)3階部分 529㎡  
所長室、事務室、研修資料図書室、試験検査中央管理室、理化学検査室、  
理化学測定室、病理検査室、細菌検査室、分離培養室、洗浄滅菌室、  
男子更衣室、女子更衣室、ロビー、倉庫

イ 食肉市場福利厚生棟1階部分 44.5㎡  
放射線検査室、特別管理産業廃棄物保管庫

ウ 病畜棟 71.5㎡  
病畜検査室、前室、計測室、消毒室、BSE検査室、BSE検査準備室

(4) 機構

健康福祉局 —— 健康安全部 —— 食肉衛生検査所

(5) 配属職員構成 令和4年3月31日現在

	所 長	副 所 長	担 当 係 長	事 務 室	試 験 室
衛生監視員	1				
と畜検査員		1	4		21
臨床検査技師					2
薬剤師					1
事務				1+ (再任用1)	
自動車運転手				(会計年度任用1)	
検査補助				(会計年度任用9)	

## (6) 業務内容

### ア と畜場法に関する業務

- (ア) と畜場法(昭和28年法律第114号。以下この項中「法」という。)第7条の衛生管理責任者に関すること。
- (イ) 法第10条第1項の作業衛生責任者に関すること。
- (ウ) 法第13条第1項第1号の規定による届出の受理及び同条第3項の規定による指示に関すること。
- (エ) 法第14条の規定による検査に関すること。
- (オ) 法第14条第3項第2号の規定による許可に関すること。
- (カ) 法第16条の規定による措置に関すること。
- (キ) 法第17条の規定による報告の徴取または立入検査に関すること。
- (ク) 法第18条第1項の規定による使用の制限又は停止及び同項第4号の規定による警告に関すること。
- (ケ) 法第18条第2項の規定による警告及び業務の停止又は行為の禁止に関すること。

### イ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に関する業務

- (ア) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。以下の項において「法」という。)第6条第3項の規定による食鳥処理の事業の許可事項等に係る変更の届出の受理に関すること。
- (イ) 法第7条第2項の規定による食鳥処理業者の地位の承継の届出の受理に関すること。
- (ウ) 法第8条又は第9条の規定による食鳥処理の事業の停止に関すること。
- (エ) 法第9条の規定による食鳥処理場の整備改善又は使用禁止の命令に関すること。
- (オ) 法第12条の食鳥処理衛生管理者に関すること。
- (カ) 法第14条の規定による食鳥処理場の廃止、休止又は再開の届出の受理に関すること。
- (キ) 法第15条第1項から第3項までの規定による食鳥検査に関すること。
- (ク) 法第16条第7項の規定による確認状況の報告の受理に関すること。
- (ケ) 法第16条第8項の規定による確認規程の廃止の届出の受理に関すること。
- (コ) 法第16条第9項の規定による指導及び助言に関すること。
- (サ) 法第17条第1項第4号の規定による届出食肉販売業者に関すること。
- (シ) 法第20条の規定による措置に関すること。
- (ス) 法第37条第1項の規定による報告の徴収に関すること。
- (セ) 法第38条第1項の規定による立入検査、質問及び食鳥とたい等の収去に関すること。

### ウ 食品衛生法に関する業務

- (ア) 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下この項中「法」という。)第28条第1項の規定による横浜市中心卸売市場食肉市場(以下「市場」という。)内の営業者等からの報告の徴取、並びに市場内で取り扱う食品等の臨検検査及び収去に関すること。
- (イ) 法第28条第4項の規定による市場内で取り扱う食品等の試験に関する事務の登録検査機関への委託に関すること。
- (ウ) 法第30条第2項の規定による市場内の監視指導に関すること。
- (エ) 法第59条の規定による市場内で取り扱う食品等の廃棄処分及び営業者に対する

食品衛生上の危害を除去するための処置の命令に関すること。

エ 食品表示法に関する業務

- (ア) 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令(平成27年政令第68号。以下この項において「政令」という。)第7条第1項第1号から第3号までの規定による市場内の食品関連事業者等に係る指示、命令及び公表に関すること(同項ただし書の規定による栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるもの(以下この項において「内閣府令表示事項」という。)に関するものを除く。)
- (イ) 政令第7条第1項第4号及び第5号の規定による市場内の食品関連事業者等又食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者からの報告の徴収及び物件の提出に関すること(内閣府令表示事項に関するものを除く。)
- (ウ) 政令第7条第1項第6号の規定による市場内の食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に係る立入検査、質問及び収去に関すること(内閣府令表示事項に関するものを除く。)
- (エ) 政令第7条第1項第8号の規定による市場内の食品関連事業者等に係る申出及び調査に関すること(内閣府令表示事項に関するものを除く。)

オ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する業務

- (ア) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号。以下この項において「法」という。)第15条第2項の規定による市場内で取り扱う食品に係る輸出証明書の発行(食品衛生に係るものに限る。)に関すること。
- (イ) 法第17条第2項及び第4項の規定による市場及び横浜市中心部と畜場(以下「市場等」という。)内の適合施設の認定及び確認(食品衛生に係るものに限る。)に関すること。
- (ウ) 法第17条第5項の規定による市場等内の適合施設の設置者等に対する当該適合施設の改善の要求及び認定の取消し(食品衛生に係るものに限る。)に関すること。
- (エ) 法第38条第2項の規定による市場内で取り扱う食品に係る輸出証明書の発行を受けた者又は市場等内の適合施設の設置者等からの報告の徴収及び物件の提出の要求並びに立入調査及び質問(食品衛生に係るものに限る。)に関すること。
- (オ) 法第38条第5項の規定による市場内で取り扱う食品に係る輸出証明書の発行及び市場等内の適合施設の認定の取消し(食品衛生に係るものに限る。)に関すること。

カ 牛海綿状脳症対策特別措置法に関する業務

- (ア) 牛海綿状脳症対策特別措置法第7条2項の規定による牛の特定部位の使用及び焼却免除の許可に関すること。
- (イ) 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則による牛のスクリーニング検査に関すること。

## (7) 手数料

	区 分	手数料	
と 畜 検 査 手 数 料	牛・馬	600円	
	豚・子牛	300円	H18.4.1改正
	めん羊・山羊	150円	
	病畜・と禁	1,500円	
諸 証 明		300円	H5.7.1改正
依 頼 検 査 等	試験または検査	2,000円	※左記の範囲内の額を徴収します
	研究または調査	10,000円	
	食鳥処理事業許可申請手数料	19,000円	
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定に基づく手数料	食鳥処理場の構造または設備変更許可申請手数料	10,000円	H6.4.1改正
	確認規程認定申請手数料	5,500円	H9.4.1改正
	確認規程変更認定申請手数料	2,300円	
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく手数料	現地調査を要する施設	20,900円	R2.12.25改正
	現地調査を要しない施設	10,400円	

特に、試験、検査、研究及び調査に使用する材料または手数を要するときの手数料は、実費相当額を徴収します。

## 第2章 事業概要

### 1 食肉動物の検査について

#### (1) と畜検査頭数

令和3年度の総と畜検査頭数は162,438頭です(表1)。

表1 畜種別と畜検査頭数の推移

	畜種	R3年度	R2年度	増△減	前年度比	
大動物	肉用牛	10,646 (4)	7,965 (7)	2,681 (△3)	133.7%	
	乳用牛	208 (5)	298 (5)	△ 90 (0)	69.8%	
	馬	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	合計(大動物)	10,854 (9)	8,263 (12)	2,591 (△3)	131.4%	
	子牛	4 (0)	0 (0)	4 (0)		
中小動物	当才	148,144 (0)	147,450 (3)	694 (△3)	100.5%	
	豚	大貫	3,436 (0)	4,252 (0)	△ 816 (0)	80.8%
	計(豚)	151,580 (0)	151,702 (3)	△ 122 (△3)	99.9%	
	めん羊	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	山羊	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	合計(中小動物)	151,584 (0)	151,702 (3)	△ 118 (△3)	99.9%	
	総計	162,438 (9)	159,965 (12)	2,473 (△3)	101.5%	

( )は病畜の検査頭数です。

(2) と畜場外とさつ

と畜場外とさつ(切迫とさつ)はありませんでした。

(3) と畜検査の結果に基づく処分頭数

とさつ・解体禁止、全部廃棄、一部廃棄のいずれかの処分をした食肉動物の頭数は144,235頭で、総検査頭数の約88.8%にあたりました。その多くが一部廃棄処分となりました(表2、3)。

表2 畜種別処分頭数

	検査頭数	処分数		処分内容		
		頭数	百分率	とさつ・ 解体禁止	全部廃棄	一部廃棄
牛	10,854	7,684	70.8%	0	12	7,672
子牛	4	2		0	0	2
豚	151,580	136,549	90.1%	1	31	136,517
合計	162,438	144,235	88.8%	1	43	144,191

表3 処分頭数の推移

	検査頭数	処分数		処分内容		
		頭数	百分率	とさつ・ 解体禁止	全部廃棄	一部廃棄
令和元年度	158,875	144,294	90.8%	0	27	144,267
令和2年度	159,965	144,362	90.2%	3	32	144,327
令和3年度	162,438	144,235	88.8%	1	43	144,191

(4) とさつ・解体禁止及び全部廃棄処分頭数

全部廃棄処分は、牛では牛伝染性リンパ腫、敗血症、尿毒症が認められました。豚では敗血症、白血病、豚丹毒、尿毒症、中毒諸症が認められました(表4)。

豚丹毒による、とさつ・解体禁止処分が1頭認められました。

表4 とさつ・解体禁止及び全部廃棄処分頭数

病名		合計	肉用牛	乳用牛	豚(当才)	豚(大貫)
と さ つ ・ 解 体 禁 止	豚丹毒	1	0	0	1	0
	合計	1	0	0	1	0
全 部 廃 棄	牛伝染性リンパ腫	7	7	0	-	-
	白血病	3	-	-	3	0
	豚丹毒	3	0	0	3	0
	サルモネラ症	0	0	0	0	0
	膿毒症	0	0	0	0	0
	敗血症	23	1	3	19	0
	尿毒症	5	1	0	4	0
	高度の黄疸	0	0	0	0	0
	高度の水腫	0	0	0	0	0
	腫瘍(白血病を除く)	1	0	0	1	0
	中毒諸症	1	0	0	1	0
	合計	43	9	3	31	0
	総計	44	9	3	32	0



## 2 食鳥の検査について

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく業務のうち、許可権限（市長許可）を除く業務を所管し、関係申請書類等の受理、監視指導等を実施しました。

### (1) 食鳥処理場及び届出食肉販売業者の施設数

施設はすべて年間処理羽数が30万羽以下の認定小規模食鳥処理場で、今年度は新規許可が1施設、廃止が2施設あり、年度末の許可施設は17施設でした。

また、食肉販売業の許可を受けている者が届出をし、検査に合格した食鳥とたいを認定小規模食鳥処理業者に販売する届出食肉販売業者は廃止が1施設あり、年度末の届出施設は1施設でした。

### (2) 食鳥処理衛生管理者数

認定小規模食鳥処理場には、食鳥処理衛生管理者を置くことが義務づけられおり、年度末の市内設置者数は36人でした。

### (3) 確認状況及び措置

認定小規模食鳥処理場では、食鳥処理衛生管理者が「確認規程」に基づき異常の有無を確認することが義務づけられています(表1)。

表1 認定小規模食鳥処理場における確認状況及び措置

確認状況及び措置		合計
異常の有無の確認羽数		92,478
基準適合羽数		92,478
基準不適合羽数		0
不適合に対する措置の内容内 訳	全部廃棄	0
	一部廃棄	0

### (4) 監視指導等

認定小規模食鳥処理場へ、延4回の「HACCPの考えを取り入れた衛生管理」導入支援、衛生監視指導を実施しました。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一部衛生監視指導及び抜取検査やふきとり検査等の立入検査については実施しませんでした。

### 3 試験検査について

#### (1) と畜検査関係

##### ア 精密検査

と畜検査において、と畜場法における全部廃棄の対象となる重篤な疾病が疑われたものについては検査を保留し、微生物学的、病理学的、理化学的に精密検査を行います。精密検査の結果と剖検所見に基づき処分を決定しています。

令和3年度は、55頭の獣畜を検査保留としました(表1)。

表1 保留検査の疾病別検査件数

疾病名	検査区分	保留頭数	検査項目数			
			微生物検査	病理検査	理化学検査	総数
牛伝染性リンパ腫	牛	7	0	237	0	237
白血病	豚	3	0	77	0	77
豚丹毒	豚	3	23	0	0	23
サルモネラ症	豚	0	0	0	0	0
膿毒症	豚	0	0	0	0	0
敗血症	牛	5	320	20	0	340
	豚	20	856	32	0	888
敗血症(非定型抗酸菌症)	豚	6	0	201	0	201
尿毒症	牛	1	0	0	2	2
	豚	7	0	13	13	26
高度の黄疸	牛	0	0	0	0	0
	豚	0	0	0	0	0
高度の水腫	牛	0	0	0	0	0
全身性腫瘍(白血病を除く)	牛	0	0	0	0	0
	豚	2	0	73	0	73
中毒諸症	豚	1	0	0	3	3
合計		55	1,199	653	18	1,870

##### イ 牛海綿状脳症(BSE)検査

「牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(厚生労働省令)」に基づき、牛のスクリーニング検査を実施しています。

令和3年度は、検査を実施した牛は、いませんでした。

(2) 微生物検査関係

ア と畜場内の衛生状況

次の検査を実施し、検査結果を衛生指導に役立てました(表2)。厚生労働省通知(平成9年1月28日、平成9年4月8日)に基づき、枝肉の生菌数、腸管出血性大腸菌(O157、O26及びO111)、サルモネラ、黄色ブドウ球菌の検査を実施しました。また、設置者の依頼により大腸菌数の検査を実施しました。

表2 と畜場内の衛生状況調査件数

分類	検査検体数	検査項目									計
		生菌数	大腸菌数	大腸菌群	黄色ブドウ球菌	サルモネラ	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌		
フキトリ検査	牛枝肉	220	220	220	220	115	115	60	60	60	1,070
	牛肝臓	60	0	0	0	0	0	60	60	60	180
	豚枝肉	220	220	220	220	115	115	0	0	0	890
総計	500	440	440	440	230	230	120	120	120	2,140	

## イ HACCP関係

(ア) 令和2年6月1日に施行された「食品衛生法等の一部を改正する法律」により、と畜場においてもHACCPに基づいた衛生管理が義務化されました。

と畜場設置者等が行うHACCPによる衛生管理の外部検証として、厚生労働省通知（生食発0528第1号、令和2年5月28日）に基づき、衛生指標菌を用いた微生物検査を実施しました（表3）。

表3 切除法を用いた枝肉の微生物検査

分類	検査検体	検査検体数	検査項目		計
			生菌数	腸内細菌科菌群	
切除法	牛枝肉	60	60	60	120
	豚枝肉	60	60	60	120
総計		120	120	120	240

(イ) と畜場設置者等が行うHACCPによる衛生管理の支援として、フキトリ検査を実施しました（表4）。

表4 枝肉フキトリ検査

分類	検査検体	検査検体数	検査項目			計
			生菌数	大腸菌数	大腸菌群	
フキトリ検査	牛枝肉	20	20	20	20	60
	豚枝肉	20	20	20	20	60
総計		40	40	40	40	120

ウ 食肉処理施設の衛生状況

市場内の食肉処理施設2社(2施設)において、施設内の器具類及び従業員の手指等を対象に細菌検査を実施し、検査結果に基づいて衛生指導を行いました(表5)。

表5 食肉処理施設の衛生状況調査件数

分類	検査検体	検査検体数	検査項目				計
			大腸菌群	大腸菌数	黄色ブドウ球菌	サルモネラ	
食肉処理施設	器具等	41	41 (17)	41 (3)	41 (1)	41 (0)	164
	手指・その他	19	19 (4)	19 (1)	19 (0)	19 (0)	76
総計		60	60	60	60	60	240

( )内は陽性検体数を表します。

エ 食肉収去品の食中毒原因細菌検査

市場内の食肉処理施設から収去した食肉の食中毒原因細菌の検査を実施しました(表6)。

表6 食中毒原因細菌検査件数

検査動物	検査検体	検査検体数	検査項目											計	
			大腸菌群	黄色ブドウ球菌	リステリア	サルモネラ	カンピロバクター	カンピロバクター・コロリ	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌	腸管出血性大腸菌		腸管出血性大腸菌
牛、豚	筋肉	40	40 (6)	40 (1)	40 (0)	40 (0)	40 (0)	40 (0)	40 (0)	40 (0)	40 (0)	40 (0)	40 (0)	40 (0)	480

( )内は陽性検体数を表します。

## オ 調査研究他

牛直腸及び第Ⅰ胃内容物中の食中毒菌の保菌調査を実施しました(表7)。検査室の精度管理(GLP)に基づき内部・外部精度管理を実施しました(表8)。衛生講習会資料作成のための検査を74検体222項目実施しました。

表7 保菌調査件数

分 類	検査検体数	検査項目数	
牛の保菌調査	直腸内容物	110	440
	第Ⅰ胃内容物	50	200
総 計	160	640	

表8 精度管理検査件数

分 類	検査検体数	検査項目数
内部精度管理	8	34
外部精度管理	4	6
総 計	12	40

### (3) 病理検査関係

病理検査は132頭、1017項目実施し、症例を集積しました。そのうち凍結切片及びスタンプによる簡易検査を28項目実施し、診断の補助としました(表9)。病理検査実施における主な腫瘍診断内訳は以下の通りです(表10)。

表9 病理検査件数

検査項目	検査頭数	検査項目数
一般病理検査	112	425(8)
保留検査	18	588(20)
病理依頼検査	2	4(0)
合計	132	1017(28)

( )内は凍結切片・スタンプによる簡易検査実施数を表します。

表10 病理検査における主な診断内訳

主な診断名	
腫瘍	牛 牛伝染性リンパ腫(7)、顆粒膜細胞腫(2)、乳頭腫(1)、リンパ腫(2) 豚 悪性黒色腫(17)、白血病(3) リンパ腫(3)、リンパ管腫(1)、乳頭腫(1)、肝細胞癌(2)、中皮種(2)、子宮平滑筋肉腫(1)、脂肪腫(1) 軟骨脂肪腫(1)、血管肉腫(1)、線維付属器過誤腫(1)
炎症	牛 増殖性好酸球性小葉間静脈炎(1)、脂肪織炎(1)、慢性心内膜炎(2)、異物反応性腹膜炎(1)、慢性子宮内膜炎(1)、骨形成を伴う真菌性肉芽腫性炎(1)、肉芽腫性間質性腎炎(1)、好酸球性肉芽腫性筋炎(1)、 豚 非定型抗酸菌症(7)、肉芽腫性肝炎(5)、尿細管間質性腎炎(1)、リンパ節炎(4)、心内膜炎(2)、アクチノバチルス症を疑う肉芽腫性皮膚炎(1)、壊死を伴った出血性腸炎(1)、限局性化骨性筋炎(1)、慢性糸球体腎炎(1)
その他	牛 黒色症(2)、リポフスチン沈着症(2)、リンパ濾胞(1)、筋組織の壊死および器質化(1)、卵巣嚢胞(1)、雄性仮性半陰陽(1)、脾うっ血(1)、急性肝うっ血、クローディン16欠損症に起因する尿細管形成異常(1)、 豚 黒色症(4)、リンパ濾胞(4)、出血性梗塞(脾・膵)(3)、肝嚢胞(2)、心筋の脂肪置換(1)、心筋梗塞(1)、慢性胸膜炎による肺の器質化(1)、肝硬変(1)、豚丹毒(1)、潜在精巣の壊死(1)

( )内は診断数を表します。

(4) 理化学検査関係

ア 残留有害物質検査

市場内を流通する食肉に対して、厚生労働省通知及び検査所独自に基づくモニタリング検査を、残留有害物質について実施しました。(表11)。

令和3年度の検査において違反検体はありませんでした。

表11 残留有害物質検査件数

分類	検査動物	検査検体	検査検体数	検査項目			計
				一斉法I	テトラサイクリン系 抗生物質	内寄生虫用剤	
検査所独自モニタリング検査	牛	筋肉	70	2,380			2,380
	豚	筋肉	30	1,010			1,010
厚生労働省通知に基づく モニタリング検査		筋肉	10	340			340
	牛	腎臓	10		30		30
		脂肪	10			40	40
	豚	筋肉	30	1,010			1,010
仲卸収去		腎臓	30		90		90
		脂肪	30			120	120
	牛	筋肉	20	675			675
		脂肪	20			80	80
	豚	筋肉	20	675			675
		脂肪	20			80	80
総計			300	6,090	120	320	6,530

テトラサイクリン系抗生物質は、テトラサイクリン、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリンの3項目です。

イ その他

検査室の精度管理 (GLP) に基づき内部精度管理を42検体、112項目、外部精度管理を1検体、5項目実施しました。

また、と畜検査の通常検体精密検査を10検体、10項目実施しました(表12)。

表12 精度管理検査件数その他

分 類	検査検体数	検査項目数
内部精度管理	42	112
外部精度管理	1	5
その他(通常検体)	10	10
総 計	53	127

#### 4 牛特定部位の使用許可について

牛特定部位については、「牛海綿状脳症対策特別措置法」第7条第2項の規定に基づき、学術研究等の目的で使用する場合に限り、焼却による処理を免除し、使用を許可しています。

##### (1) 使用許可施設数

主な許可施設は大学歯学部、歯科医療関連企業です(表1)。

表1 牛の特定部位使用許可状況

特定部位の種類		提供施設数	
歯	3施設	新規	0施設
		更新	0施設
		継続	3施設

## 5 学会・研修会等の発表

表1 学会・研修会等

実施日	学会・研修会名	演 題
令和3年9月12日 (Web開催)	2021年度 関東・東京合同地区 獣医師大会・三学会	豚の造腎組織遺残について
令和3年9月～12月 (書面開催)	全国食肉衛生検査所協議会病理部会 第78回 病理研修会	豚の肝臓

発表内容は第3章を参照してください。

表2 所内研修会等

実施日	研修会名	内容
令和3年5月12日	所内病理勉強会	豚の肝臓の多発性結節の鑑別
令和3年8月27日	所内病理勉強会	豚の造腎組織の遺残について（三学会予演会）
令和4年2月8日	所内病理勉強会	豚の肝臓（第78回病理研修会の症例紹介） クローディン16遺伝子欠損症について

## 6 衛生講習会

と畜解体業者を対象とし、解体室内のふきとり検査についての衛生講習会を1回行いました。  
なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面開催としました。

## 第3章 調査研究報告

次の内容に関して研究報告を行いました。発表に用いた抄録を掲載します。

○2021年度 関東・東京合同地区獣医師大会・三学会 (Web 開催)

1 豚の造腎組織遺残について

○全国食肉衛生検査所協議会病理部会 第78回病理研修会 (書面開催)

2 豚の肝臓

# I 豚の造腎組織遺残について

○阿左美有右、若尾英之、成田桂、林知実、横井郁恵、大塚聖子、原みゆき

横浜市食肉衛検

## I. はじめに

造腎組織遺残 nephrogenic rest (以下 NR) は腎組織内に胎児性腎組織が単発あるいは巣状に遺残している状態をさし、ヒトでは腎芽腫と合併し認められることが多いことから、腎芽腫の前駆病変であると考えられている。過形成をきたした hyperplastic NR は大型結節を形成することがあり、治療上、腎芽腫との鑑別が重要となる。いっぽう動物では NR の知見がない。今回、と畜検査で腎芽腫が疑われた豚について病理学的検索を実施したところ、hyperplastic NR を疑う病変を認めたため、概要を報告する。

## II. 材料および方法

本市と畜検査で腎芽腫が疑われた豚 22 頭の腎臓を 10% 中性緩衝ホルマリン溶液で固定後、常法によりパラフィン切片を作製した。HE 染色を施し、光学顕微鏡下で観察した。

## III. 結果

22 頭中 2 頭では、腫瘤は球形を呈し、腎実質辺縁から発生して圧排性に発育していた。割面は充実性で、うち 1 頭は高度に出血・壊死していた。組織学的には未熟な腎芽細胞の増殖や管腔形成からなり、細胞異型は明らかで、核分裂像が多くみられた。

他の 20 頭では、腫瘤は球形～不整形、一部は多発性で、腎実質辺縁または深部から発生し、実質内に複雑に入り込んでいた。割面は分葉状で、結合織により分画されるものもあった。組織学的に、実質辺縁のものでは尿細管様構造、原始糸球体構造、腎芽細胞等が一定の割合で混在し、島状に増殖していた。実質深部のもは小型尿細管様構造が主体であった。いずれも細胞異型に乏しく、核分裂像は少なかった。また一部でこれらの構造は退縮し、器質化していた。

## IV. 考察

2 頭は明らかな構造・細胞異型を示し、腫瘍の性格を有していたことから、真の腎芽腫と考えられた。しかし他の 20 頭は構造に規則性があり、細胞異型に乏しく、一部は退縮し器質化するなど、腫瘍の性格を欠いていたことから、hyperplastic NR が疑われた。腎芽腫と hyperplastic NR の肉眼的な鑑別点は、前者は三次元の全方向に増殖するため球形に発育するのに対し、後者は構成する細胞が一様に増殖するため元の不整な輪郭を保ったまま発育することと言われ、今回もその傾向を示していた。また NR は腎葉での発生部位により辺葉 NR と葉内 NR に分類されるが、今回は発生部位により組織学的な違いがみられた。

一般に動物の腎芽腫は若齢の豚に好発し、その大半は良性と言われているが、実際には hyperplastic NR が多く含まれている可能性もある。と畜検査において、腫瘍の性格が明らかな腎芽腫については特に注意すべきと思われる。

## 2 豚の肝臓

演 題：豚の肝臓

機 関 名：横浜市食肉衛生検査所 氏 名：成田 桂

動 物 名：豚 品種：雑種 性別：雌 年齢：不明（繁殖豚）

病 歴：不明

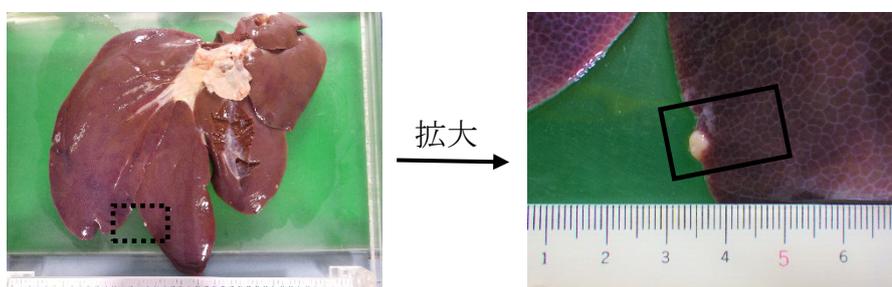
生 体 所 見：一般畜として搬入され、著変を認めなかった。

内 臓 所 見：肝臓の表面に直径約1～3mmの類円形または不整形の結節が散発していた。結節は白色充実性で肝臓表面からやや隆起していた。実質深部にも同様の結節を認め、最大のものは7mm×5mmの不整形を呈していた。その他、カタル性肺炎および心外膜炎が認められた。

組 織 所 見：結節部では小～中型の類円形腫瘍細胞がびまん性に増殖していた。腫瘍細胞の核は偏在するものが多く、淡明な大小不同の円形～卵円形を呈し、大型の核小体を1～複数個有していた。二核化しているものが散見され、核分裂像は頻繁に認められた。細胞質は両染色で少量～中等量まで様々であった。腫瘍内には成熟リンパ球の浸潤もみられた。被膜直下の腫瘍は線維組織に被包されていたが、実質深部の腫瘍は強い浸潤性を示していた。腫瘍細胞はトルイジン青染色で明らかなメタクロマジーを示さなかった。免疫染色では抗CD3ポリクローナル抗体（DAKO）、抗CD79 $\alpha$ モノクローナル抗体（ニチレイ）および抗リゾチーム/ムラミダーゼポリクローナル抗体（ニチレイ）のいずれも陰性を示した。

固 定 方 法：10%中性緩衝ホルマリン液

切り出し部位（図示）



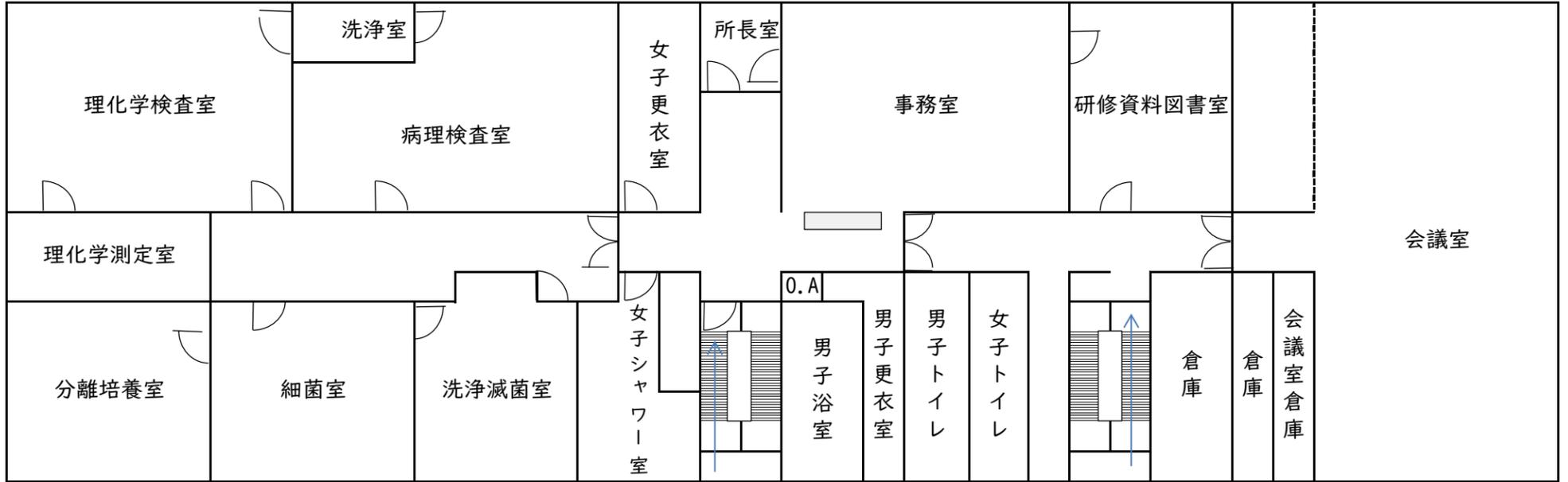
行 政 処 分：全部廃棄 ・ 一部廃棄（腫瘍）

組織診断名：豚の肝臓の形質細胞腫

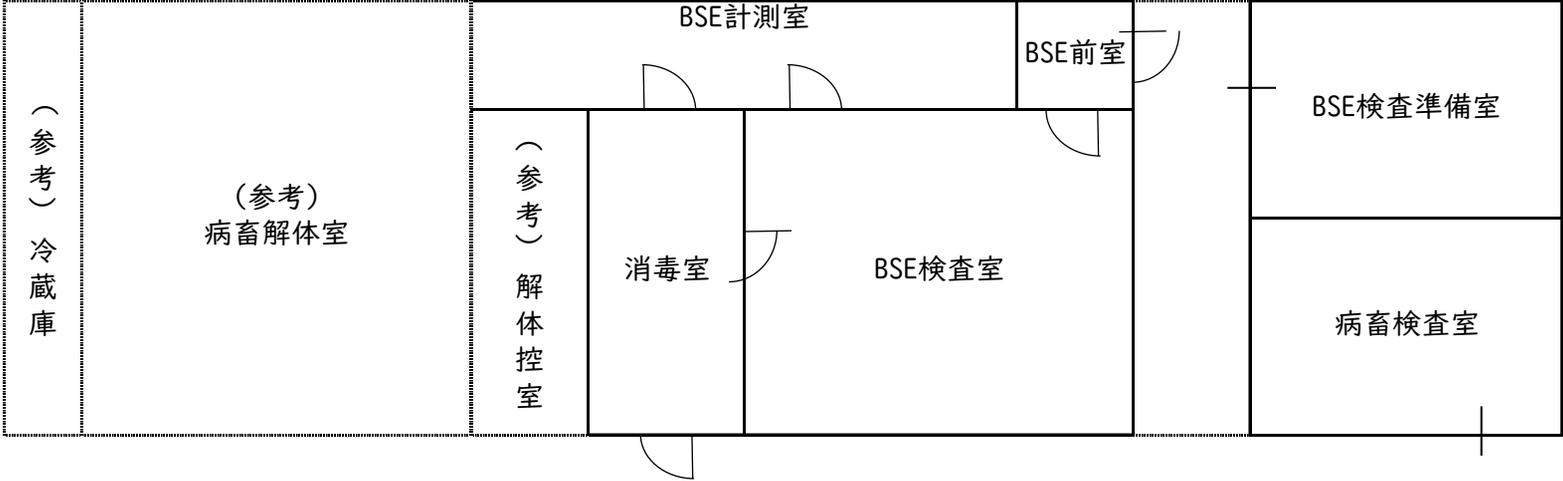
疾病診断名：豚の形質細胞腫

# 横浜市食肉衛生検査所平面図

総合市場ビル3階

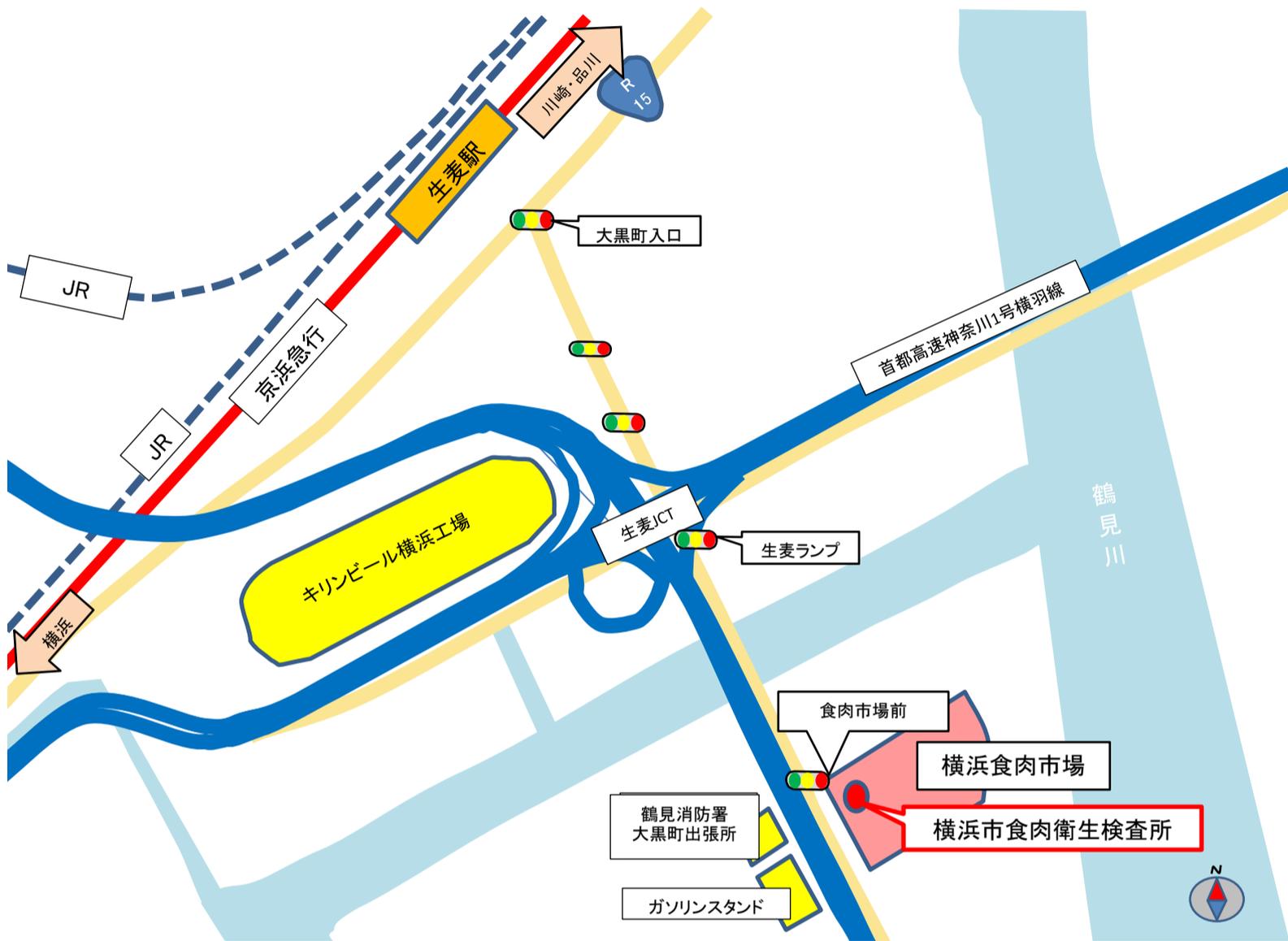


# BSE検査室平面図



# 横浜市食肉衛生検査所 案内図

2022年10月11日 改定



電車：京浜急行生麦駅から徒歩15分

バス：JR鶴見駅・新子安駅から市営バスに乗車 食肉市場前下車1分

車：首都高速大黒町Rから5分、首都高速汐入Rから5分、首都高速生麦Rから1分

## 令和 3 年度 事業年報

令和 4 年 10 月 発行

発行所 横浜市健康福祉局食肉衛生検査所

〒230-0053

横浜市鶴見区大黒町3番53号

TEL 045(511)5812

FAX 045(521)6031

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/shoku/shokunikueisei/>